

太田市駅なか文化館条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太田市長 清 水 聖 義

太田市規則第 7 0 号

太田市駅なか文化館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市駅なか文化館条例（平成 2 0 年太田市条例第 6 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 太田市駅なか文化館（以下「文化館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(継続利用期間)

第 3 条 文化館の継続利用期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間を超えてはいけない。

(1) 第 1 会議室及び第 2 会議室 5 日

(2) ギャラリー 1 0 日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の継続利用期間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 文化館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで）

(2) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下この号におい

て「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。
(利用許可の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により、文化館の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、駅なか文化館利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、利用しようとする日の前日から6月前以内の期間に申請しなければならない。ただし、市長が文化館の管理に支障がないと認めるときは、この限りでない。
(利用の許可)

第6条 市長は、前条第1項の利用許可申請書を受理し、これを許可したときは、駅なか文化館利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第7条 文化館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、駅なか文化館利用変更・取消許可申請書(様式第3号。以下「変更許可申請書」という。)に利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更許可申請書を受理し、文化館の利用上及び管理上支障がないと認めたときは、駅なか文化館利用変更・取消許可書(様式第4号)を利用者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額し、又は免除する額は、当該各号に掲

げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市、太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

等が主催又は共催で利用するとき。 100分の100

(2) 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校又は大学の長が保育活動又は教育活動に利用するとき。 100分の100

(3) 市以外の公共団体、市内の公共的団体又は市内の社会教育関係団体、文化協会及びその所属団体若しくは福祉団体が教育活動、文化活動又は福祉活動に利用するとき。 100分の100

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 市長が認定する率

2 使用料の減免を受けようとする者は、駅なか文化館使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理し、これを承認したときは、駅なか文化館使用料減免承認書（様式第6号）を利用者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第12条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、駅なか文化館使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 秩序を維持し、文化館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を破損しないこと。

(2) 許可を受けないで特別の設備又は装飾をしないこと。

(3) 営利を目的とする行為をしないこと。

(4) 政治的又は宗教的活動をしないこと。

- (5) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
 - (6) 許可を受けないで物品の展示及び販売並びに印刷物等の掲示をしないこと。
 - (7) 火災、盗難その他災害の防止に配慮すること。
 - (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- 2 利用者が前項の規定に違反した場合は、市長は、その行為をやめるよう指示し、これに従わないときは退館させることができる。

(職員の立入り)

第11条 利用者は、文化館を管理する職員（以下「職員」という。）が管理上の必要により入室するときは、これを拒むことはできない。

(利用後の報告)

第12条 利用者は、その利用を終了したときは、職員に利用状況を報告しなければならない。

(破損等の届出)

第13条 利用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第14条 条例第13条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせる場合における第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項、第5条から第7条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第2条第2項、第3条第2項及び第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と、第5条から第7条まで及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

様式第 1 号（第 5 条関係）

駅なか文化館利用許可申請書				
年 月 日				
(宛先) 太田市長				
申請者				
住 所				
団体名				
代表者氏名				
電話番号				
次のとおり利用したいので申請します。				
利用施設	・第 1 会議室 ・第 2 会議室 ・ギャラリー			
利 用 時 日	年 月 日 (曜 日) 時 分から 年 月 日 (曜 日) 時 分まで			午前 午後 夜間 1 日
利 用 的 目 的			利 用 員 人	
利 用 者 責 任 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
備 考				
※ 使用料		円		
※ 減免の有無		有 ・ 無		

注 ※印の欄には記入しないでください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

駅なか文化館利用許可書				
年 月 日				
様				
太田市長				
次のとおり太田市駅なか文化館条例施行規則第 6 条の規定に基づき許可いたします。				
利用施設	・ 第 1 会議室 ・ 第 2 会議室 ・ ギャラリー			
利用日	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで			午前 午後 夜間 1 日
利用目的			利用人員	人
利用者責任者	住所			
	氏名		電話番号	
利用条件				
使用料		円		
減免の有無		有 ・ 無		

様式第 3 号（第 7 条関係）

駅なか文化館利用変更・取消許可申請書			
年 月 日			
(宛先) 太田市長			
申 請 者			
住 所			
団 体 名			
代表者氏名			
電 話 番 号			
次のとおり変更・取消しをしたいと思いますので申請します。			
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日		
変更又は取消しの内容	変更前		変更後・取消し
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	利用施設名		
	時 間	: ~ :	: ~ :
	そ の 他		
変更又は取消しの理由			
添 付 書 類	駅なか文化館利用許可書		

様式第 4 号（第 7 条関係）

駅なか文化館利用変更・取消許可書			
年 月 日			
団 体 名			
代表者氏名 様			
太田市長			
次のとおり変更・取消しを許可します。			
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日		
変更又は取消しの内容	変更前		変更後・取消し
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	利用施設名		
	時 間	: ~ :	: ~ :
	そ の 他		

様式第 5 号（第 8 条関係）

駅なか文化館使用料減免申請書			
年 月 日			
(宛先) 太田市長			
申請者			
住 所			
団体名			
代表者氏名			
電話番号			
次のとおり使用料の減免を申請します。			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から		
	年 月 日 (曜日) 時 分まで		
利 用 人 員			
利 用 施 設 名			
利 用 責 任 者	住所		
	氏名 (電話番号)		
減 免 申 請 の 理 由			
※ 使用料	円	※減免使用料	円

注 ※印の欄には記入しないでください。

様式第 6 号（第 8 条関係）

駅なか文化館使用料減免承認書			
年 月 日			
団 体 名			
代表者氏名 様			
太田市長			
次のとおり使用料の減免を承認します。			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日（ 曜日） 時 分から		
	年 月 日（ 曜日） 時 分まで		
利 用 人 員			
利 用 施 設 名			
利 用 責 任 者	住所		
	氏名 (電話番号)		
減 免 申 請 の 理 由			
使 用 料	円	減 免 使 用 料	円

様式第 7 号（第 9 条関係）

駅なか文化館使用料還付申請書			
年 月 日			
(宛先) 太田市長			
申 請 者			
住 所			
団 体 名			
代表者氏名			
電 話 番 号			
次のとおり使用料の還付を申請します。			
円			
年 月 日納付した駅なか文化館使用料の還付金			
還 付 申 請 の 理 由			
還 付 金 受 取 金 融 機 関	金 融 機 関 名		支店
	口 座 番 号	(普)	
		(当)	
	名 義 人		
添 付 書 類	駅なか文化館利用許可書、領収書等の書類		